様式第3号（第5条関係）

御前崎市インターンシップに関する覚書

御前崎市インターンシップによる学生等の実習に関し、御前崎市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条　乙は、別紙に定める学生等（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条　実習生は、乙の学生等の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

（実習期間等）

第3条　実習生の実習期間は別紙のとおりとする。

2　実習時間は、原則として、午前8時15分から午後5時までとし、途中60分の休憩時間を設けるものとする。ただし、業務内容により、1日につき7時間45分の範囲内で実習時間を変更することができる。

（実習カリキュラム）

第4条　実習のカリキュラム及び甲における実習担当者は別に定める。

（法令等の遵守）

第5条　乙は、実習生に対し、実習期間中、甲の職員と同様に法令（甲の条例・規則等を

　含む。）及び御前崎市インターンシップ実施要綱を遵守させるとともに、実習のカリキュラムの遂行に当たっては、甲の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

2　乙は、実習生に対し、実習を通じて知り得た秘密を実習期間中に限らず実習終了後に

おいても一切漏らさないよう指導、徹底するものとする。

（名札の着用等）

第6条　乙は実習の実施に当たり、実習生に品位ある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の

　指定する名札の着用を指導、徹底するものとする。

（賃金等）

第7条　甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

（災害補償等）

第8条　甲は、実習生の実習期間中における災害又は実習先との往復途上での災害に対して、甲に責任がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

（実習の実施状況の把握）

第9条　乙は、必要があるときは、実習生の実習状況について甲に照会することができる

　ものとする。

（報告等）

第10条　乙は、実習生に関する身分、その他重要な事項について変動があった場合は、速

やかに甲に報告するものとする。

（実習の中止）

第11条　甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、乙及

び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上の猶予期間をもって、乙に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2　甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止するこ

とができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき

(2) 故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき

(3) 正当な理由なく、実習に参加しないとき

3　前項の規定により、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生はその

損害を甲に請求することができない。

（損害賠償）

第12条　乙は、実習生が実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生

と連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

（その他）

第13条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲

乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　　月　　日

（甲）静岡県御前崎市池新田5585番地

御前崎市長

（乙）住所

名称及び代表者名

　（別紙）

（実習生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配属部署 | 実習期間 | 実習生氏名 | 学部学科名 |
|  | 令和　年　月　日～令和　年　月　日（実質　日間） |  |  |